

情報取扱責任者 各位

日本取引所自主規制法人
常務理事 市本 博康

J-IRISS への御登録及び役員情報の更新のお願いについて

平素は、当法人の自主規制業務に対して御理解・御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

当法人では、東証市場における不法なインサイダー取引を防止し、市場の公正性・信頼性を確保するため、売買審査により不正な取引の監視を行うとともに、各種啓発活動に取り組んでおりますが、依然として、上場会社の役員等がインサイダー取引規制違反として証券取引等監視委員会により摘発される例が後を絶ちません。また、当法人の売買審査の中では、摘発されるには至っていないものの、上場会社の役員等についてインサイダー取引規制違反の疑いを持たれかねない事例も散見されております。

御高承のとおり、J-IRISS は、上場会社の役員等の情報を日本証券業協会の運営する秘匿性の高い独立のデータベースに登録いただくことで、証券会社における顧客情報が最新の情報に更新され、上場会社の役員等からの自社株売買の注文受託時に重要事実を有しているかなどの確認が適切に行われることにより、インサイダー取引規制違反を未然に防止する大変有用な仕組みです。また、2020 年 11 月に有価証券上場規程が改正されたことにより、内部者取引等の未然防止のための体制整備の一環として J-IRISS への登録を行うことが企業行動規範の望まれる事項（努力義務）として規定されました。

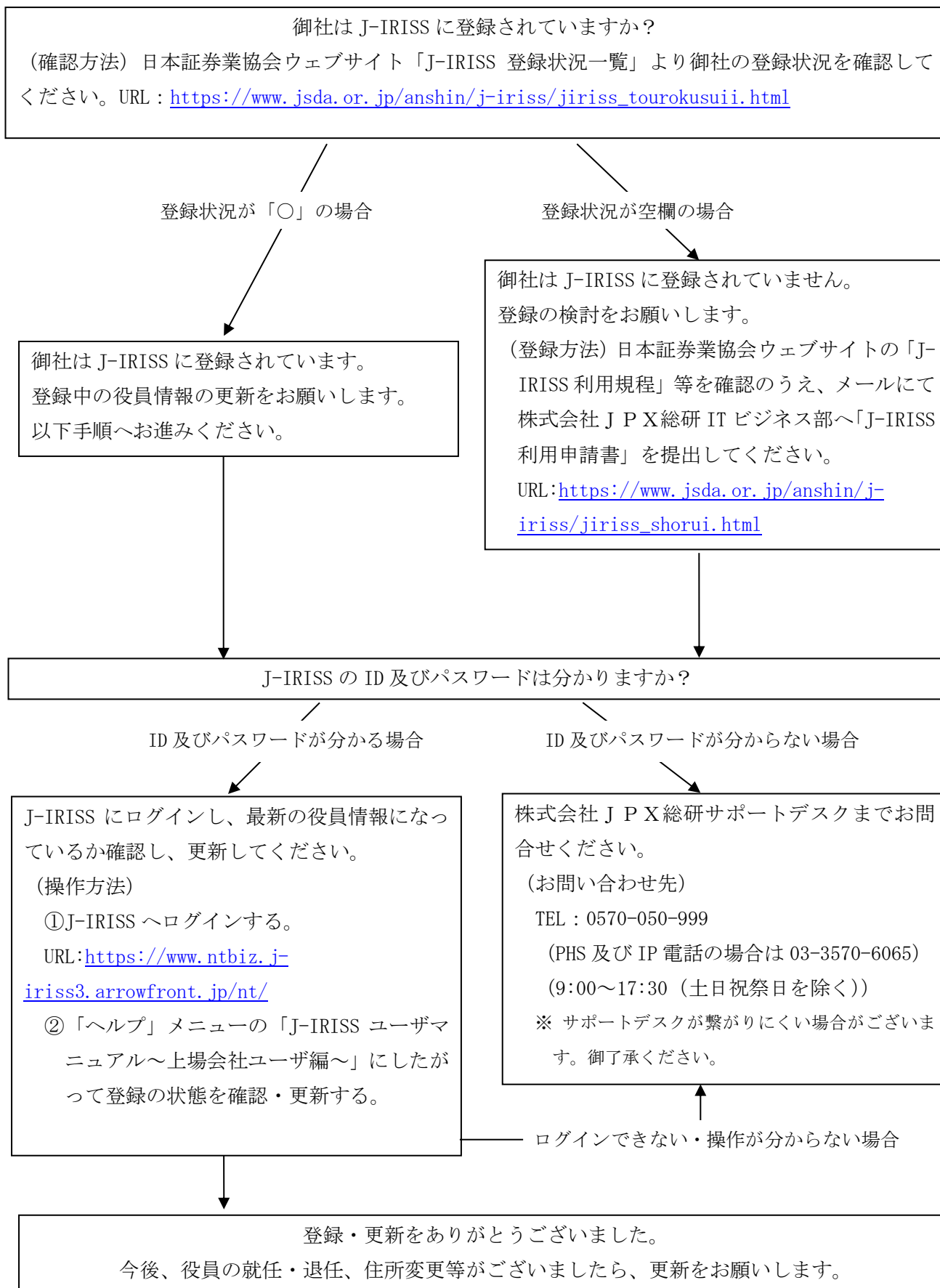
既に多くの上場会社の皆様に御理解を得て、本年 6 月 12 日現在、3501 社（88.10%）の上場会社において御登録及び役員情報の更新に取り組んでいただいております。

上場会社として役員等によるインサイダー取引規制違反の発生は、重大な社会的信頼の低下をもたらします。いわゆる企業不祥事への社会的批判や企業のコンプライアンスへの関心が一層高まっているところでもありますので、J-IRISS 未登録の上場会社様におかれましては、この機に今一度、御登録に向けて御検討いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

また、既に J-IRISS に御登録されている上場会社様におかれましても、役員の新任・退任、住所変更等を踏まえ、最新の役員情報に更新いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、自社の J-IRISS への御登録の有無や、役員情報の登録内容が御不明な場合につきましては、次頁の手順にしたがって御確認いただきますよう、お願い申し上げます。

(J-IRISS 登録・更新状況の確認手順)



※ J-IRISS の概要につきましては、下記日本証券業協会ウェブサイトも御参照ください。

URL : <https://www.jsda.or.jp/anshin/j-iriss/index.html>

※ J-IRISS に係る個人情報の取扱いに関する FAQ (よくある質問) を取りまとめましたので、御参照ください。

質 問		回 答
1	J-IRISS に登録することで、自分の個人情報が証券会社に利用されてしまうのではないかと、また、個人情報を扱うということでセキュリティは問題ないかと？	登録いただいた個人情報は、証券会社が照合の対象とするのみで、それらが証券会社に提供されるわけではありませんし、情報の閲覧・検索もできませんので、御安心ください。 セキュリティにつきましては、上場会社各社からの御登録において、TDnet 等と同様に電子証明書を御利用いただき、完全に暗号化された上でデータが送信されるため、盗取、改ざん等の心配はございません。また、証券会社と J-IRISS との間は日本証券業協会の会員ネットワーク専用回線で結ばれており、システム上の情報漏えいの御心配もございません。
2	なぜ役員等から同意書を取得する必要があるのか？	上場会社が J-IRISS に役員等のデータを登録することは個人情報の第三者提供（第三者である本協会への提供）に該当するため、個人情報保護法により、当該役員等から個人情報の第三者提供に係る同意を得る必要があります。なお、すでに社内の役職員から個人情報の取扱い（第三者提供の同意など）について包括的な同意を得ており、それが本件においても適用されるものであれば、新たに同意書を取得していただく必要はないと考えます。
3	同意書の書式に定めがあるのか？	日本証券業協会ウェブサイトにて同意書の参考様式を掲載しておりますが、あくまでも参考様式であり、この様式でなければならないということはありません。 (URL : https://www.jsda.or.jp/anshin/j-iriss/jiriss_shorui.html)
4	同意書を取得したことを日本証券業協会や取引所に報告する必要があるのか？	日本証券業協会や取引所へ報告する必要はございません。

上記 FAQ (よくある質問) は、「上場会社のみなさまへ J-IRISS ご登録のお願い (リーフレット)」(<https://www.jsda.or.jp/anshin/j-iriss/files/J-IRISSleaflet.pdf>) 及び日本証券業協会ウェブサイト「FAQ (よくある質問)」(<https://www.jsda.or.jp/anshin/j-iriss/jirissfaq.html>) から、日本証券業協会が抜粋し、作成いたしました。その他各種 FAQ につきましても御用意しておりますので、是非御参照ください。

J-IRISS に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 J-IRISS 推進室

TEL : 03-6665-6769

当通知に関するお問い合わせ先

日本取引所自主規制法人 売買審査部 総務グループ

TEL : 03-3666-0431 (代)